

事業

那須塩原市災害時協力井戸登録制度の実施について

■制度導入の背景

過去に起きた地震や水害などによる大規模災害では、給配水管や水道施設の損壊による断水が発生し、飲料水や生活用水といった水の確保が課題とされてきました。飲料水は、ペットボトル水の備蓄や応急給水等により比較的速やかに確保されるが、大量に必要とされる生活用水は十分な給水までに相当な日数がかかるため、被災者は不便な生活を余儀なくされます。

こういった大規模な災害時には、公的な支援とともに自助、共助の力が重要な役割を担っており、過去の災害時においては、地域の民間井戸の活用により生活用水を確保し、地域の生活に役立てられた事例が全国で多数報告されています。

災害時協力井戸登録制度は、災害時の長期に及ぶ断水に備え、あらかじめ市が市内の井戸所有者から協力を募り、災害時に近隣住民が利用できる井戸として登録、周知しておくことにより、災害時に地域の井戸を活用し、生活用水を確保するものです。

■制度の概要

制度実施に必要な事項を定めた那須塩原市災害時協力井戸登録制度実施要綱を制定する。

(1) 使用目的

井戸水の用途は、生活用水（飲用以外のトイレ、掃除、洗濯等への使用）に限定する。したがって、水質基準は設定しないものとする。

(2) 登録要件

- ① 市内に存在する井戸であること。
- ② 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ③ 井戸を現在使用しており、引き続き使用を予定していること。
- ④ 井戸水をくみ上げるための電動式若しくは手動式のポンプ又はつるべがあること。
- ⑤ 井戸枠等があり、安全に利用できること。
- ⑥ 門、玄関、塀等の近隣から見やすい場所に災害時協力井戸が所在する旨の標識を掲示することに同意があること。
- ⑦ 市民に広く周知できるよう井戸の所在地及び所有者の氏名を公開することに関し同意があること。

(3) 井戸の利用条件（利用者の遵守事項）

- ① 井戸の利用は、災害時で、かつ、登録井戸所有者の承諾があるときに限られること。
- ② 井戸の利用は、登録井戸所有者の厚意によるものであることに留意すること。
- ③ 登録井戸所有者から井戸に関する管理上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(4) 登録手続き等

- 登録を受けようとする井戸所有者は、市に申出書を提出する。
- 市は、審査の上、登録の可否を決定し、通知する。
- 市は、登録を決定した井戸所有者に標識を交付する。
- 登録井戸所有者は、門、玄関、塀等の見やすい場所に標識を掲示する。
- 市は、登録井戸の情報を公表する。
- 登録井戸所有者は、災害（断水）時には地域住民に井戸水を提供する。

(5) 登録期間

1年とする。（更新可）

■制度導入のメリット

- 新たに井戸を設置する場合と比べ、少ない予算で災害時に活用できる井戸を確保できる。
- あらかじめ井戸を登録し、市民に周知しておくことにより、断水発生時に地域の井戸を有効に活用することができる。
- 生活用水の不足を補うことにより、公衆衛生の悪化を防ぐことができる。
- 地域の井戸を活用することから、公的な給水拠点が高い場合と比べ、大量に使用する生活用水運搬の労力を軽減することができる。
- 地域住民の助け合いの精神に基づく制度であり、制度の運用により、地域の防災意識の向上、地域での助け合い（共助）の後押しが期待できる。
- 自主防災組織等と協力して制度を周知することにより、自主防災組織等の活動の活性化が期待できる。

■今後のスケジュール

- ・ 2月～ 制度周知
- ・ 3月1日 制度施行（申出書受付開始）
- ・ 4月（予定）登録決定、標識交付
- ・ 以降、随時登録手続きを行う。